

奥州市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、松本富二郎監査委員は、奥州市土地開発公社の監査について除斥された。

平成23年11月17日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二郎  
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成23年10月11日及び10月12日

本監査 平成23年10月18日

(2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの（補助金）

団体名	補助金等名称	担当部課等
奥州市土地開発公社	奥州市土地開発公社経営支援補助金	総合政策部政策企画課

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
(財) 奥州市文化振興財団	水沢ふれあいの丘公園	教育委員会事務局スポーツ振興課
胆沢文化会館自主事業協会	胆沢文化創造センター	教育委員会事務局生涯学習課
	胆沢郷土資料館	
前沢商工会	前沢ふれあいセンター	教育委員会事務局生涯学習課
	前沢俳句の庵	

(3) 監査事項

平成22年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 財政援助団体

奥州市土地開発公社

補助金名称 奥州市土地開発公社経営支援補助金

補助金の額 86,187,405円（補助対象事業費 143,645,675円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 公の施設の管理（指定管理）

ア 財団法人奥州市文化振興財団

施設の名称 水沢ふれあいの丘公園

協定期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

指定管理料 99,963,000円（平成22年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、水沢ふれあいの丘公園条例、水沢ふれあいの丘公園条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 特定非営利法人胆沢文化会館自主事業協会

施設の名称 胆沢文化創造センター、胆沢郷土資料館

協定期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

指定管理料 69,241,000円（平成22年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、胆沢文化創造センター条例、胆沢文化創造センター条例施行規則、奥州市郷土資料館条例、奥州市郷土資料館条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

ウ 前沢商工会

施設の名称 前沢ふれあいセンター、前沢俳句の庵

協定期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

指定管理料 42,500,000円（平成22年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、前沢ふれあいセンター条例、前沢ふれあいセンター条例施行規則、俳句の庵条例、俳句の庵条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。